

市・県民税 申告書の送付

市・県民税の申告書は、昨年度の申告状況などにより2月5日頃発送します。

なお、申告書は市役所市民税課と本納支所に用意してあります。

※すべての方に送付していませんので、申告が必要な方も届かない場合があります。また、平成28年度は申告が不要な方にも申告書が届く場合があります。

医療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

※対象にならない費用

美容整形や健康診断の費用（診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けることになった場合の診断費用は対象）、インフルエンザの予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。

※医療費は、平成27年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

◆添付書類
医療費の領収書など

※健康保険組合等が発行する

医療費控除の計算方法

控除額（最高200万円まで）＝その年に支払った医療費－所得の5%（10万円を超える場合は10万円）
－※保険金などで補填される金額

保険金などで補填される金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金などのほか、②医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのことです

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について

「医療費のお知らせ」は、「領収書など」には当たりませんのでご注意ください。

◆対象

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当ては

まれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。

※居住年月日によっては、市・県民税からの控除が受けられない場合があります。※サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

な税制改正について（平成27年分以降の所得税および平成28年度以降の住民税から適用されるもの）

ふるさと納税に係る改正

平成27年中に支出した都道府県、市区町村（地方公共団体）に対して寄附（ふるさと納税）をした場合、控除の内容が次のように改正されました。

万円の超える場合は45パーセントとすることとされました。

◎特例控除額の拡充（特例控除限度額の引き上げ）
平成27年1月1日以降に寄附（ふるさと納税）を行った分について、特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に拡充されました。

法の改正

平成27年分以降の所得税の最高税率が45パーセントに引き上げられたことに伴い、ふるさと納税に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を課税所得金額4000

◎「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設
確定申告が不要な給与所得者等が、平成27年4月1日以降寄附（ふるさと納税）をした場合、ふるさと納税先団体が

5団体以下で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる仕組みが創設されました。

居住年の適用期限がさらに1年半延長されました。（平成31年6月30日まで）

個人住民税の公的年金に係る特別徴収制度の見直し（仮徴収税額の平準化）
特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となりました。（左表）

公的年金に係る特別徴収税額の変更内容

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収税額÷3 (前年度2月と同じ額)			(年税額－仮徴収額)÷3		
改正後	前年度分の年税額÷2÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

※くわしくは、国税庁ウェブページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp/>)

お問い合わせは、市民税課（2階）
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。